



身体拘束最小化のための取り組み



当院では原則**身体拘束は実施いたしません**

身体拘束とは、患者さまに直接触れる道具等で患者さまの自由を制限するものをいいます。

身体拘束を実施することで以下のような弊害があります。

- 筋力低下、関節拘縮、内臓機能や免疫力の低下
- 意欲低下、認知症の進行、せん妄発症のおそれ
- 拘束から逃れるための更なる事故
- 本人はなぜ身体拘束されているか分からず、
人間としての尊厳を侵害される など

これらを踏まえ、当院では患者さまの尊厳を守るため、身体拘束は原則実施いたしません。身体拘束を実施しないことの不利益・危険性としては、思わぬ転倒や点滴類のチューブの抜去等のリスクがあります。そのため、患者さまの状況に応じて、センサー類を使用し行動の確認をさせていただく場合もあります。

緊急やむを得ない場合に実施することがあります

切迫性：生命の危険がある場合

一時性：身体拘束が一時的であること

代替性：身体拘束以外に方法がない場合

尚、やむを得ず身体拘束を実施する場合は、毎日その必要性について検討し、週1回ケアラウンドを実施し、早急に身体拘束を解除できるようにいたします。